

# 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成16年11月29日  
農林水産大臣公表

牛海綿状脳症（BSE）（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病である。本病は、空気感染や接触感染をするものではないが、BSEプリオンに汚染された飼料等の摂取により感染するとされており、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月の経過で死に至る疾病である。

本病は、1986年に英国において初めて確認され、その後、英国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の患畜が確認された。また、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、国際獣疫事務局（OIE）によれば、2004年10月までにヨーロッパを中心に23か国で発生が報告されている。我が国においても、2001年9月、初めて本病の患畜が確認され、その後、2004年10月までに14頭の患畜が確認されている。一方、2003年5月にはカナダで、12月には米国で初めての本病の患畜が確認されている。

本病の発生の予防及びまん延の防止を図るためには、法に基づく措置のほか、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく死亡牛の検査、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料等の給与禁止措置等の各種対策を的確に実施する必要がある。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。

また、農林水産省消費・安全局長は、本指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に当たっての留意事項を別に定めるものとする。

## 第1 基本方針

本病については、BSEプリオンに汚染された飼料が牛に給与されないよう、輸出国における本病の発生状況、発生リスク等に関する情報に基づく輸入検疫及び反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料等の給与禁止措置を確実に実施することにより、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査を行い、当該検査に基づく措置を的確に実施することにより、まん延防止を図ることが重要である。これらの対策を着実に実施することにより、清浄国への早期復帰に努めることが基本となる。

関係者にあっては、本病の防疫措置の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の的確な実施のための体制を整備するとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

### (3) サーベイランスの実施

家畜保健衛生所は、生産段階における本病の発生の確認のため、次のアからエまでに掲げる牛を対象としてサーベイランスを行うものとし、法第20条第1項の検査及び特措法第6条第2項の規定による法第5条第1項の検査の結果について、都道府県畜産主務課に報告する。都道府県畜産主務課は、当該報告のあった検査結果について、次に掲げる区分ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告する。

ア 2の(1)のイの疑似患畜とされた牛(疑似患畜とされる前に検査を行ったものを含む)。

イ 本病を疑う中枢神経症状等を呈した牛

(ア) (1)のオの疑似患畜とされた牛

(イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛で死亡し、又はとう汰されたもの。

ウ 特措法第6条第2項の規定に基づき、本病の検査を受けることとされた死亡牛(イの(イ)に該当するものを除く)。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第2条の規定により、届出を行う必要がないとされた死亡牛(と畜場でと殺されたものを除く。以下同じ。)についても、法第16条の規定に基づきと殺された場合及び病原体が散逸されるおそれがあると家畜防疫員が判断した場合を除き、原則として次に掲げるものについては検査を実施する。

(ア) ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛又は起立困難若しくは起立不能で原因が特定できない牛でイの(ア)に該当するもの以外のもの。

(イ) と畜場における生体検査でイの(イ)以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛。

(ウ) ア、イ並びにウの(ア)及び(イ)に該当するもの以外の牛であって、死亡し、又はとう汰されたもの。

エ アからウまでに掲げる牛以外のもののうち家畜防疫員が必要と認めたもの。具体的には、24か月齢未満の牛であって、ウの(ア)から(ウ)までのいずれかの条件に該当するもの等。

### (4) と畜場への出荷牛

都道府県は、と畜者に対し、防疫措置を迅速かつ的確に実施するため、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第13条第2項の規定に基づくと殺の届出を遅滞なく行うよう周知する。

### (5) 検査等

ア 検査体制

(ア) 家畜保健衛生所

a 家畜保健衛生所は、次の(a)及び(b)に留意し、迅速診断検査を実施する。当該検査の結果、陽性の場合には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に検体材料を送付する。

ロット法による検査及び免疫組織化学的検査による確定検査を実施する。

#### イ 検査手法及び診断

検査は、原則として、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に基づき実施する。診断は、家畜保健衛生所における迅速診断検査が陽性であり、かつ、動物衛生研究所におけるウエスタンブロット法による検査、免疫組織化学的検査がいずれも陽性、又はいずれか一方が陽性の場合に、陽性と判定する。ただし、必要があるときは、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴き、確定診断を行う。

#### (6) 病性決定までの連絡及び通報体制

##### ア 異常牛等の通報があった場合

(ア) 家畜の所有者、獣医師等から異常牛等の通報を受けた家畜保健衛生所は、直ちに、都道府県畜産主務課に連絡するとともに、疑似患畜と判断された場合は迅速診断検査を実施し、当該牛が飼養されていた農場等における移動の自粛等、と畜場由来のものは出荷農場の特定等の防疫措置に着手する。

なお、出荷農場が当該都道府県外であることが確認された場合には、出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。以下同じ。）に連絡し、連絡を受けた出荷都道府県畜産主務課は、直ちに、出荷農場の特定等を行うとともに、担当家畜保健衛生所に対して出荷農場における移動の自粛、疫学調査等の防疫措置に着手するよう指示する。

(イ) 家畜保健衛生所は、迅速診断検査の結果が陽性であった場合には、都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、直ちに、都道府県食品衛生主務課、出荷都道府県畜産主務課及び動物衛生課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。出荷都道府県畜産主務課は、引き続き出荷農場における移動の自粛、疫学調査等の防疫措置を実施する。

(ウ) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を動物衛生課及び病性鑑定を行った都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は都道府県食品衛生主務課及び出荷都道府県畜産主務課へ、動物衛生課は出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省へ、それぞれこの旨を連絡する。また、本病と診断された場合は、病性鑑定を行った都道府県畜産主務課及び動物衛生課は、確定診断の結果を公表する。都道府県は、家畜保健衛生所、市町村、関係機関・団体等との連携を密にし、患畜発生農場等における防疫措置を強化する。

##### イ 死亡牛検査等の場合

(ア) 家畜保健衛生所は、迅速診断検査の結果が陽性であった場合には、都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課、出荷都道府県畜産主務課及び動物衛生課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。

(イ) 動物衛生課は、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省に陽性の結果を連絡する。連絡を受けた出荷都道府県畜産主務課は、担当家畜保健衛生所に出荷農場における移動の自粛、疫学調査等の防疫措置に着手するよう指示する。

(ウ) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を動物衛生課及び検査を行った都道府県

いう。)における防疫措置を統轄し、家畜防疫員相互の業務分担、指揮命令系統を明らかにして、家畜防疫員を患畜発生農場等における防疫措置の実施に当たらせる。

(イ) (ア)により防疫措置の実施に当たる家畜防疫員は、患畜発生農場等において、患畜との同居牛の移動制限等の家畜防疫上の必要な措置について指示を行うとともに、体系的な疫学調査に着手する。

#### イ 殺処分等

(ア) 疑似患畜については、順次、殺処分を行い、病性鑑定を実施するとともに、その死体は必ず焼却する。

(イ) 家畜防疫員は、患畜との同居歴により疫学的な関連性がある牛（疑似患畜を除く。）及び中枢神経症状等から患畜となるおそれがある牛については、法第14条第3項の規定に基づく移動制限を指示し、当該牛について、特定臨床症状が確認された場合にあつては、疑似患畜として法第20条の規定に基づく病性鑑定を行う。特定臨床症状が確認されなかった場合は、移動制限の期間が終了した後は通常の手配とする。

(ウ) 家畜防疫員は、(1)のイの(イ)の疑似患畜を発見した場合は、(1)のイの(ア)のa及びbに準じて当該疑似患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される牛について、(イ)に準じた措置を講ずる。

#### ウ 疫学情報の収集

家畜防疫員は、患畜発生農場等における牛の飼養状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。この場合において、家畜防疫員は、動物衛生課、関係都道府県及び関係機関と連携して、飼料や動物用医薬品等における肉骨粉等の使用の有無等について確実に把握する。

#### エ 汚染物品の範囲

BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品を汚染物品とする。ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品には当たらない。

#### オ 畜舎の消毒等の措置

家畜防疫員は、患畜発生農場の畜舎等の所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき当該畜舎等を消毒するよう指示する。

#### (3) 疫学関連農場における措置

患畜が飼養されたことのない農場において疑似患畜が飼養されている場合には、当該疑似患畜について移動制限を課すが、その他の牛については特段の措置を講じない。

#### (4) と畜場における発生時の措置

##### ア スクリーニング検査で陽性と判定された場合

(ア) と畜場の所在する都道府県の畜産主務課は、出荷農場の特定を行うとともに、当該牛から生産された枝肉、内臓、蹄等のすべてのものの所在を特定し、と畜場外に搬出されていないことの確認を行う。

### 第3 防疫対応の強化

#### 1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階において、危機管理体制の構築に努める。特に、都道府県は、万一の発生の際には、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接都道府県及び都道府県内関係者の幅広い参加による防疫措置についての打ち合わせ等を実施し、防疫体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

#### 2 試験研究機関等との連携

- (1) 本病は科学的に未解明な部分が多いことにかんがみ、本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集や試験研究の積極的な推進が必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。
- (2) 本病はヨーロッパを中心に世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

#### 3 本病の患畜の確認に関する情報の伝達

本病の患畜が確認された場合には、農林水産省、都道府県等は、当該患畜の発生農場における飼養管理の概要等の当該患畜に関する情報について、プレスリリースによるか、又は、ホームページ等を通じて適切に公表する。この場合、本病の特性のほか、疑似患畜の隔離など既に講じた防疫措置等について説明を行うとともに、当該農場が所在する地域における発生農家のプライバシーに配慮した取材を行うよう報道機関等に対し協力を求める。

#### 4 牛の個体識別台帳の利活用

本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行う必要があるため、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て、牛個体識別台帳の情報を適切に利活用する。